

2017年9月29日

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 後藤 滋樹 殿

2016年度 DRP 検討委員会
委員長 井上 葵



2016年度 DRP 検討委員会最終答申

以下の通りの検討結果を、本委員会の最終答申として提出します。

【背景】

本委員会は、第117回理事会（2017年2月8日）第5号議案の決議に基づき、以下の依頼事項の検討に当たった。

■ 依頼事項

JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則に関して、紛争処理機関から業務を遂行する上で改善の余地があるとされる指摘をいくつか受けたため、この指摘を中心に同手続規則、およびJPドメイン名紛争処理方針を始めとする文書群の改定を検討し、検討結果に基づく助言を行う。

本委員会は、2017年4月21日までの検討の結果を第一次答申としてまとめ、JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則（以下「手続規則」という。）を中心に10点の改定を勧告した。第一次答申ではこれらの改定の勧告とともに、紛争処理機関からの要望事項の一部に関連して、現在の手続規則上想定されている紙媒体の使用を前提とする手続は時代に即しているとは言えず、電子化された手続を基調とした改定が必要と考える旨、答申をした。その上で、本委員会は、UDRP (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy: 統一ドメイン名紛争処理方針)に則り、手続における書類の送付方法を電子化された送付方法に限定し、文書の物理的な送付を伴う送付方法を完全に廃止することが適切か否かに関して、引き続き検討を行った。

その結果、以下の検討結果を得た。

【電子化された送付方法の実現性】

本委員会では、まず、以下の条件を満たす電子的手段の実現が可能か、貴法人（JPNIC）事務局に調査を依頼した。

1. 申立ての受付、登録者への申立書送付、登録者からの答弁書受領、裁定の送付などの手続が電子的に実施できること
2. 紛争処理機関において、パネリストなど関係者相互の書類の授受に活用できること
3. JP-DRP の年間処理件数は 10 件から 20 件程度と少数であるため、過度なシステム投資とならず、安価に実現可能であること

調査の結果、条件を満たす電子的手段は実現可能であり、なおかつ、現在の紛争処理機関（日本知的財産仲裁センター）が他の業務で利用しているファイル保存・交換サービスによって実現できるため、紛争処理機関にも比較的受け入れられ易く、安価な構築が可能であることが判明した。

ただし、電子的手段による新たな業務手順の導入は、パネリストなど紛争処理機関の関係者を巻き込んだ受け入れ確認が必須であるとともに、業務手順の大きな変更に伴って、紛争処理機関が定めている手続規則補則の大幅な改定が必要であること、並びに、これら新たな機構の導入の対応に、紛争処理機関が十分な時間が割けるのは早くとも来年度となることも明らかになった。

以上の調査結果を基に、電子的手段導入の可否を検討した。

【検討結果】

1. JP-DRP の手続における書類の送付方法を、電子化された送付方法に限定することは、電子メールと紙の書面の双方での授受を求める現在の手続がもたらす煩雑さを大幅に改善し、既にそれが実現されている UDRP のレベルに手続負担を軽減できることから、実施することが適切である。
2. また、JP-DRP の手続における書類の送付方法について、現在の紛争処理機関が受け入れやすく、かつ比較的安価な形で、電子的手段による新たな機構を導入することは実現可能と考える。
3. ただし、電子的手段による新たな業務手順の導入には、紛争処理機関における受け入れ対応に大きな工数が必要であり、現時点でただちに受け入れることは困難である。そのため、今後紛争処理機関と調整を行い、受け入れ対応が可能となった時期に合わせて、手続規則の改定を行うことが適切である。

以上